

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（2023年度）

1) 勤務状況等

<ul style="list-style-type: none"> ○責任者：鯉淵副院長 ○勤務時間管理方法：出勤簿及び勤務時間管理簿の記録（上司による事前命令、事後確認） ○勤務時間：4週15.5時間 ○時間外勤務時間：月22.3時間 ○当直回数：月2回 【参考】地域医療体制確保加算 	2023.2月末現在
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

2) 取組項目

横断（参照）	条件	内容	関係者	現状	問題点	取組項目（目標）
様式17の2 （施設基準⑥ア）医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担	必須	初診時の予診の実施	医師	・全ての外来診療科において、医師事務作業補助が行っている	・退職後の補充に苦慮している ・MAの離職率が高い	・退職意向の早期把握及び採用募集の実施 ・離職原因への対応 ・派遣も含めMAの確保を進めていく
			MA			
		静脈採血等の実施	医師	・採血において、検査技師や看護師が行っている	・検査技師、看護師ともに他業務との兼ね合いで担当割り振りに苦慮	・人材活用、分担割り振りの見直し、必要があれば定数増の協議
			看護師			
			検査技師			
		入院の説明の実施	医師	・全ての入院患者について、患者サポートセンターが行っている	・人材の確保	・人材活用、分担割り振りの見直し、必要があれば定数増の協議
看護師						
検査手順の説明の実施	医師	・全ての外来診療科において、医師事務作業補助が行っている	・退職後の補充に苦慮している ・MAの離職率が高い	・退職意向の早期把握及び採用募集の実施 ・離職原因への対応 ・派遣も含めMAの確保を進めていく		
MA						
服薬指導	医師	・全ての診療科において、薬剤師が行っている	・他業務との兼ね合いで担当割り振りに苦慮	・分担割り振りの見直し、必要があれば定数増の協議		
薬剤師						
様式17の2 （施設基準⑤イ～キ）	必須	①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	医師 事務	・当直表作成の際、チェックを行い、調整が出来る	・診療科によっては、人員数が不足する可能性がある	・医師の確保
	必須	②前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）	医師 事務	・当直表作成の際、チェックを行い、調整が出来る	・診療科によっては、人員数が不足する可能性がある	・医師の確保
	必須	③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	医師 事務	・当直表作成の際、チェックを行い、調整が出来る	・診療科によっては、人員数が不足する可能性がある	・医師の確保
	必須	④当直翌日の業務内容に対する配慮	医師 事務	・深夜勤務を設け、時間外勤務の縮減を図っている	・特になし	・現状の維持
	必須	⑤交替勤務制・複数主治医制の実施	医師 事務	・深夜勤務を設け、時間外勤務の縮減を図っている	・特になし	・現状の維持
	必須	⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	医師 事務	・NHO就業規則においてルール化されている	・制度の周知に力を入れる必要がある	・制度熟知による、きめ細やかな対応と職場での協力的体制強化